

社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次の者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員

(役員報酬及び費用弁償)

第3条 役員等報酬及び費用弁償は別表1、別表2のとおりとする。ただし行政特別職員及び行政職員で、他で支給される場合は支給しない。

(旅行旅費)

第4条 本会の役員等が公務のため市外に旅行したときは、その旅費について本会旅費規程に基づいて支給する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年1月1日より施行する。

別表 1

役員等	報 酬・弁償費	
会 長	月 額	50,000円
監 事	監査1日につき日額	6,600円
	市中心部以外公共交通機関料金	実 費

別表 2

役員等	報 酬・弁償費	
理 事 (会長・局長を除く)	日 額	3,000円
	市中心部以外公共交通機関料金	実 費
監 事	日 額	3,000円
	市中心部以外公共交通機関料金	実 費
評議員	日 額	3,000円
	市中心部以外公共交通機関料金	実 費
評議員選任・解任委員	日 額	3,000円
	市中心部以外公共交通機関料金	実 費